



令和6年 年間安全衛生標語
小さなヒヤリも 大事な気づき
声にして 災害ゼロ



皆様には、日頃より（公社）広島県労働基準協会並びに尾道支部の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

尾道支部は、令和6年4月23日（火曜日）に尾道糸崎港湾福祉センターにおいて、令和6年度第1回幹事会、会員会議を開催しました。

◇ 令和6年度 第1回幹事会、会員会議を開催!! ◇

令和6年度第1回幹事会は、冒頭に原田支部長にご挨拶いただく予定でしたが、社用にて会議に出席されませんでしたので、支部長会社のプレス工業株式会社尾道工場より支部長代理として出席いただいた尾道工場次長・山田様よりご挨拶をいただき開会しました。

幹事会の議長は、支部規程に「議長は、支部長がこれに当たる。」と定められていることから、支部長代理として出席いただいている山田様に議長をお願いし議事に入りました。

最初に令和5年度事業報告について審議いただき、続いて令和6年度事業計画（案）について審議いただきました。

令和5年度事業報告は原案どおり、令和6年度事業計画（案）については、週間期間中の事業場視察、安全部会、衛生部会及び支部表彰式は中止すること、令和7年度以降の事業場視察は計画しない旨、会員会議へ提案することが了承されました。



幹事会の様子



山田支部長代理あいさつ

第1回幹事会に続き、来賓に本年4月1日付けで着任された尾道労働基準監督署の藤本署長と安全衛生課の高瀬課長を迎えて、支部会員会議を開催しました。

会議冒頭に支部長代理の山田様にご挨拶をいただいたのち、支部長代理の山田様に議長をお願いし議事に入りました。

まず、令和5年度事業報告について、続いて令和6年度事業計画（案）についてご審議いただきました。

令和5年度事業報告は原案どおり承認いただくとともに、令和6年度の事業計画のうち、計画していました安全週間、衛生週間期間中の事業場視察は令和6年度中止すること、これに伴い、安全部会、衛生部会及び支部表彰式も中止する

こと、また、令和7年度以降の事業場視察については計画しない旨の提案を行い、事業計画についても承認を得ました。

会員会議の議事終了ののち、来賓の藤本署長よりご挨拶いただきました。

◇藤本署長あいさつ◇

4月1日付けで尾道労働基準監督署長を拝命いたしました藤本と申します。本日は本会議にお招きをいただき、誠にありがとうございます。

公益社団法人広島県労働基準協会尾道支部会員会議が盛会裏に開催されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

日ごろ、皆様には、協会活動を通じまして労働基準関係法令の普及促進、また、労働災害防止や健康保持増進等を図るための事業にお取り組みいただき、労働者の福祉向上と産業の健全な発展に寄与されておられますことに敬意を表しますとともに、平素より労働行政の運営、とりわけ労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げ、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

私は、この3月末まで広島労働局監督課において、当署勤務は初めてでございますが、当地域における労働基準行政の進展に努めて参りますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元に令和6年度版の「労働行政のあらまし」をお配りしておりますが、広島労働局の各行政分野に係る令和6年度の施策について記載したものになります。

その内容のうち、労働基準行政関連について、少しだけお時間をいただいて説明させていただきます。

「労働行政のあらまし」に有効求人倍率などの推移をグラフで記載しております。少子高齢化が進行し社会構造が大きく変化する中、有効求人倍率は新型コロナウイルス感染症の拡大時期に一時的に低下したものの、経済活動の再開後は再び高止まりしており、業種を問わず人材の確保が課題となっています。

連合広島が加盟民間組合の今春闘の4月時点の妥結状況を発表していますが、賃上げ水準は前年同期を上回る結果となっているとされ、各業界において、賃上げしない人が来ない、自分の業界から他の業界へ人手が移動してしまうという焦りを感じ、昨年にも増して賃上げに力を入れる業界が増えている点が、今年の特徴であると思われます。

このような中、「労働行政のあらまし」に「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の待遇改善等に取り組みます！」と明記しています。

本来、賃上げは労使間の協議で決定されるもので、行政が直接関与することではなく、まして、賃上げを指導することはありませんが、労働行政として賃上げに向けた支援を行うことは、賃金を所管する官庁として、今年度最も重視する施策の一つとなっています。

広島労働局及び各労働基準監督署においては、企業が賃上げを検討する際の参考となる資料の提供や、業務改善助成金の活用促進により、企業の賃上げを支援しているところです。

また、「労働行政のあらまし」に広島県の最低賃金（時間額 970 円）を記載しておりますが、昨年度の広島県最低賃金の引上げ額は過去最大のものとなりました。全国の地域別最低賃金においても同様であり、引上げ後の全国加重平均額は1,004円と、政府目標であります



会員会議の様子

1,000円を達成したところです。

今後は、この履行確保が重要であり、賃金引上げに向けた環境整備を図るためにも業務改善助成金を始めとする各種支援策を周知してまいります。

また、労働条件の明示についての省令改正があり、令和6年4月以降に労働条件通知書を交付する際は、明示しなければならない事項が追加されておりますのでご留意ください。



藤本署長あいさつ

次に、「時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等に対する支援の実施」についてです。

少子高齢化による労働力人口減少のもとで、あらゆる人が活躍できるよう働き方改革が推進されているところ、その活躍を阻害する要因の一つが長時間労働であり、これを是正するために時間外労働の上限規制が設けられたものです。

平成31年4月の働き方改革関連法施行による改正労働基準法により、時間外・休日労働の上限が定められ、大企業については平成31年4月から、中小企業については令和2年4月から適用されています。

しかし、建設業、自動車運転者及び医師については、長時間労働の実態がある中で、個々の事業者の努力だけでは、その改善が難しいことなどから、時間外労働の上限規制が5年間猶予され、その間に取引慣行や勤務環境の改善を図ることとされていたところ、この4月から適用となったものです。

こうした業種や業務で上限規制が適用されることに伴い、発生することが懸念される諸問題について、いわゆる“2024年問題”として指摘されることがあります。厚生労働省では、業界や関係省庁と連携し、上限規制の円滑な適用に向けた取り組みを進めているところであります。広島労働局においても、各労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」が、助成金の周知を含めた相談・支援を行っているところです。

次に、「労働災害防止対策の推進」についてです。

昨年度から広島第14次労働災害防止推進計画が5か年計画としてスタートしておりますが、新型コロナ関係を除く休業4日以上の労働災害は、この数年増減を繰り返しながら増加傾向にあり、中でも4分の1を占める転倒災害等の行動災害防止が課題となっています。

転倒・腰痛等の行動災害防止対策については、広島労働局において令和6年度から「転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン」を4か年計画でスタートしており、関係団体等に対してもご案内しているところです。これについては、近いうちに事業者の皆様に対してもリーフレットの配布によりご案内させていただきたいと思っております。

また、今年11月には全国産業安全衛生大会が広島市で開催されます。

併せて開催される緑十字展において、中四国地方の各労働局及び企業が転倒災害防止対策について展示する予定ですので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

私ども、尾道労働基準監督署は、働く方々のセーフティーネットとしての役割はもちろんのことといたしまして、働く方々の健康確保と安全・安心な職場づくりのために、関係施策を積極的に推進してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人広島県労働基準協会尾道支部の益々のご発展とご出席

の皆様のご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇監督署からのお知らせ・高瀬課長◇

藤本署長にご挨拶をいただいたのち、高瀬安全衛生課長より「尾道労働基準監督署からのお知らせ」として、尾道労働基準監督署管内の労働災害発生状況について、令和5年発生件数の確定値及び令和6年3月末現在の発生件数の速報値について説明があり、令和5年における新型コロナ関連を除く休業4日以上の死傷病発生件数は、前年に比べ50件近く増加し、死亡災害も前年2件の発生であったが令和5年は3件発生している状況で、災害の型別では、特に転倒災害、脚立はしご等からの墜落災害が増加していることから、令和6年に入り発生件数の若干の減少は見られるものの、引き続き、万全な安全対策に努めていただくようお願いするとの話しがありました。



高瀬課長の説明

また、2年目を迎えた「広島第14次労働災害防止推進計画」について、転倒・腰痛等の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の労働災害防止対策の推進など、重点事項をはじめとする労働災害防止に向けた的確な取り組みをお願いするとの説明を受けたのち、会員会議は閉会しました。

◇令和6年度 尾道支部 年間行事予定◇

- 6月 3日 安全週間説明会（因島会場・ポートピアはぶ）
 - 6月 5日 安全週間説明会（世羅会場・世羅町商工会）
 - 6月 7日 安全週間説明会（尾道会場・ベイタウン尾道）
 - 7月2、3、4日 安全週間事業視察 **【中止】**
 - 7月18日 安全部会（尾道糸崎港湾福祉センター）**【中止】**
 - 9月 3日 衛生週間説明会（尾道会場・ベイタウン尾道）
 - 9月 5日 衛生週間説明会（世羅会場・世羅町商工会）
 - 9月 6日 衛生週間説明会（因島会場・芸予文化情報センター）
 - 10月2、3、4日 衛生週間事業場視察 **【中止】**
 - 10月25日 労働衛生部会（尾道糸崎港湾福祉センター）**【中止】**
 - 11月13～15日 全国産業安全衛生大会（広島市）
 - 同 上 緑十字展2024（広島県立広島産業会館）
 - 11月21日 安全・衛生表彰式（尾道糸崎港湾福祉センター）**【中止】**
 - 令和7年1月10日 安全祈願祭、幹事会（艮神社）
- ※ あくまでも年間行事の予定です。尾道糸崎港湾福祉センターを会場としている行事については、駐車場のある会場確保できた場合に会場変更することもあります。

◇第83回 全国産業安全衛生大会 IN 広島◇

【日 程】 令和6年11月13日（水）～15日（金） 3日間

【会場等】 11月13日 総合集会 …… 広島県立総合体育館（グリーンアリーナ）

特別講演「熟達しつづけるために」

為末 大氏 (Deportare Partners 代表 元陸上選手)

14～15日 分科会 …… 広島国際会議場、広島市文化交流会館、
JMSアステールプラザ

【縁十字展】 令和6年11月13日（水）～15日（金） 3日間（同時開催）
会場：広島県立広島産業会館

「あらゆる職場での安全管理、健康管理、職場改善にかかる技術や情報を
提供する国内最大の安全衛生保護具・機械等の展示会」

※ 広島市において10年ぶりの開催となります。前回大会を上回る多くの参加を
よろしくお願い申し上げます。

◇令和6年度 尾道支部 講習開催予定◇

- 6月18～19日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）
- 7月 9～10日 玉掛け技能講習・学科（長者原スポーツセンター）
- 7月23～24日 床上操作式クレーン運転技能講習・学科
(長者原スポーツセンター)
- 8月 6～ 8日 乾燥設備作業主任者講習（ベイタウン尾道）
- 9月25～26日 安全衛生推進者養成講習（長者原スポーツセンター）
- 10月22～23日 玉掛け技能講習・学科（長者原スポーツセンター）
- 11月 6日 粉じん作業特別教育（長者原スポーツセンター）
- 12月 3～ 4日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）
- 2月 4～ 5日 床上操作式クレーン運転技能講習・学科
(長者原スポーツセンター)

◇令和6年度 県協会講習（追加講習）◇

- 9月26日(木)～27日(金) 有機溶剤作業主任者技能講習（広島情報プラザ）
- 11月11日(月)～12日(火) 足場の組立て等作業主任者技能講習（福山教習所）